

「障がい者のスポーツ」から「障がい者スポーツ」へ

— 社会福祉政策と文教政策の下における

「障がい者スポーツ」理解のための一資料 —

A Study on the process of the transition from

“Sports for the disabled” to “Sports by the disabled”

— A document for understanding to “Sports by the disabled”

under the social welfare policy and the educational policy —

島田 肇*

Hajime SHIMADA

キーワード：障がい者のスポーツ、障がい者スポーツ、社会福祉政策、文教政策

Key Words : sports for the disabled, sports by the disabled, social welfare policy,
educational policy

要約

障がい者スポーツの取組を、戦後からの厚生労働省による障がい者への社会福祉政策理念の変遷過程と、文部科学省による文教政策の中で進められてきた国民のスポーツ施策の変遷過程を基軸として考察を行った。戦後からの障がい者への社会福祉政策の理念は、①職業更生期（1945-1964）、②リハビリテーション期（1965-1973）、③施設収容から在宅サービスへの移行期（1974-1980）、④地域における自立生活移行期（1981-1988）、⑤自立生活や平等な社会づくり期（1989-1996）、⑥自立支援期（1997-今日）と変化してきている。また、文部科学省による文教政策の一環として進められた国民へのスポーツ施策は、①1958-1988、②1989-2000、③2000-2010、④2011-現在、と時代区分できる。こうした異なる所管下における施策によって、障がい者スポーツがどのような影響を受け、こんにちに至っているのかについて考える。

Abstract

The purpose of this paper is to discuss the sports by the disabled based on the process of the transition of the principles of the social welfare policy for the disabled by the Ministry of Health, Labor and Welfare after the war and the process of the transition of sports policy for the nation that has been promoted as the educational

* 東海学園大学スポーツ健康科学部スポーツ健康科学科

policy by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology. The principles of the social welfare policy for the disabled after the war has changed as follows: ①the vocational rehabilitation period (1945-1964), ②the rehabilitation period (1965-1973), ③the transition period from institutionalization to home service (1974-1980), ④the transition period of the independent life in the community (1981-1988), ⑤the period of creating independent life and equality in the society (1989-1996), ⑥the independent support period (1997-current). On the other hand, sports policy to the nation that has been promoted as part of the education policy by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology can be classified in terms of the ages as follows: ①1958-1988, ②1989-2000, ③2000-2010, and ④2011-current. This paper examines how the sports by the disabled have been affected up to this date by policies from different agencies.

1 はじめに

21世紀初頭のこんにちの社会が、市場原理と自己責任原理に基づいて邁進し続けていく状況下において、そのどちらにも組することの困難な場合の多い生命の、闘争的であり、しかし前向きでもあるその躍動を、新しい時代に生きるわれわれがいかに実現していけるのか、という課題が、本稿でとりあける内容にはある。連帯や共生きょうせいといった琴線に触れる課題が、いまこそ問われようとしている。障がい者スポーツ政策に関する先行研究が多くは見あたらず、ましてや障がい者福祉政策との関連から論じた前例も皆無に等しいことも、本研究を行う意義の深さを感じさせる。

厚生労働省¹による社会福祉政策²の一環としてすすめられてきた障がい者のスポーツと、一方で、文部科学省（以下では、旧文部省による諸施策についても、一貫して文部科学省として表記する）による文教政策のひとつとして国民のスポーツ施策の中ですすめられた障がい者のスポーツとの関係を基軸に据え、これらが、戦後からこんにちに至るまで辿った経緯を概観しながら、「障がい者の（ための）スポーツ」から「障がい者スポーツ」へと変化する道程を考察することに、本稿では主眼を置く。

本稿では、障がい者への社会福祉政策の基本的理念の変遷を、戦後からこんにちまで、次のような時代区分に沿って考える。それは、①職業更生期（1945-1964）、②リハビリテーション期（1965-1973）、③施設収容から在宅サービスへの移行期（1974-1980）、④地域における自立生活移行期（1981-1988）、⑤自立生活や平等な社会づくり期（1989-1996）、⑥自立支援期（1997-今日）である。また、文部科学省による文教政策の一環として進められたスポーツ施策に関する考

察では、その時代的移り変わりを、①1958-1988、②1989-2000、③2000-2010、④2011-現在、として考察した。本稿では、こうした障がい者への社会福祉政策理念の変遷が、障がい者スポーツの発展とどのような関係にあったのかを考察すると同時に、文教政策の一環としても進められてきた、国民のスポーツ施策の一面を持つ障がい者のスポーツについて併せ考えることを通し、これからの障がい者スポーツ理解の一資料となることを願うものである。

2 障がい者への社会福祉政策理念と障がい者のスポーツ

ここからは、戦後からこんにちまでの障がい者への社会福祉政策理念の変遷過程を念頭に置き、そこで行なわれた障がい者施策と障がい者のスポーツ施策について考える。

①職業更生期（1945-1964）における障がい者施策と障がい者のスポーツ

第二次世界大戦後、GHQ（General Headquarters＝連合国最高司令官総司令部）占領下で進められたわが国の社会福祉政策は、救貧施策³を下地に始められることとなった。その具体的な、国家による障がい者への支援は、1949年の身体障害者福祉法の制定である。しかし、終戦直後の、この時期の、障がい者施策のおもな対象は、障がい程度が中度・軽度といった、身体的機能訓練を行うことで比較的短期で就労に結びつく障がい状態（そのおもな対象は傷痍軍人）の人々が中心であった。こうした傾向は、1947年から開始された障がい児への特殊教育においても同様であり、その前提になる障がい児は、基本的には将来の労働力として経済的に自立可能性を持っているという条件が付けられていた。わが国では、障がい児（者）への社会福祉政策は、資本主義社会における経済的自立を念頭に置いた労働的人的資源対策の色彩が当初から濃厚であった。

この時期、「救貧＝経済的自立」を大前提とした終戦直後からの社会福祉政策は、意図的に「強い人」「自立能力の備わった人」が対象となり、その当然の結果として、重度の障がい者（児）は、国の政策からは遠いところに置かれることとなった。

障がい者への具体的な職業更生施策が明確に示された1947年の身体障害者収容授産施設設置（当時、全国で12カ所設置）や1952年の身体障害者職業更生援護対策要綱策定（ここでは、障がい者の職安への任意登録による職業斡旋促進や職業補導訓練の強化等が定められていた）、あるいは、1957年の国立身体障害者更生指導所（神奈川県相模原市に全国で初めて設置された）設置法成立等といった動向は、いずれも「職業更生」をおもな内容とするものであった。

当時、国が示した障がい者のスポーツに関する最初の福祉施策は、1963年の『身体障害者スポーツの振興について』（厚生労働省社会局長通知、1963.5.20）がある。ここでは、障がい者のスポーツを「身体障がい者」に限定し、その目的を「更生援護の一環」として捉えていた。この「更生援護」とは、「体力の維持、増強、残存能力の向上及び心理的更生」を意味し、その念頭には、社会的・経済的自立が置かれていたものと考えられる。折しも文部科学省は、その2年前の

1961年、「国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与する」ことを目的としたスポーツ振興法を公布し、1958年に同省内に設置された体育局⁴が具体的に始動し始めていた。戦後一度廃止された体育局は、オリンピック大会の招致促進や学校保健、学校給食の充実を目的として再度設置されたものである。1964年には体育施設五か年計画も策定されている。

②リハビリテーション期（1965-1973）における障がい者施策と障がい者のスポーツ

1950年代なかばから始まった日本の高度経済成長は、1960年代後期に入ると日常生活の中に負の側面を見せ始めた。この時期、地方や都市における人口の過疎・過密化、公害の発生、モータリゼーション化の拡大に伴う交通事故の増大、非行化や犯罪率の上昇、高齢化等といった生活問題が、日常の生活の中に蔓延し始めていた。こんにちでは、いつでも、どこでも、誰もが遭遇するこうした状態が、この頃から社会福祉の課題として取り上げられ始めたのである。

さらには経済成長による物質的恩恵の裏で、ものあまり状態や人間関係の希薄化・崩壊によって、社会的に弱い人々がその影響を被る事態が多発していた。特に地方社会では、それまで地域や家庭内の高齢者や障がい者（児）への介護は、家族や地域の互助機能によって担われてきていたが、それを担う人々が都市への出稼ぎや人口流出によって減少し、機能崩壊してきた。一方、都市社会でも、核家族の増大や女性の社会進出によって、家族の機能が弱まり、少子化や家族の絆が脆くなり始めていた。そして、こうした波紋は、当然のこととして、介護や支援の絶対的に必要な障がい者や高齢者に直接的に現れることになった。しかし、それは同時に、こうした問題にたいする市民の目を覚醒させることにも繋がり、さまざまな意味で、思わぬ影響を社会に及ぼし始める契機にもなった。1956年には、森永ミルクを飲んだ乳児がヒ素による中毒症状を起こし、それが社会問題にもなったことで、その被害者を守るための森永中毒の子供を守る会が発足した。また1963年にはサリドマイド児を支援する子供たちの未来をひらく父母の会、1973年には未熟児網膜症から子供を守る会、1974年には水俣病患者同盟、1975年には先天性四肢障害児父母の会等といった、親やその周辺の支援者たちを活動母体とする告発型運動体の組織化が進んだ（一番ヶ瀬、ほか 1987：134）。こうした組織的な活動は、地域の一般市民を周辺で起きている障がい者問題のなかに広域的に取り込む効果をもたらし、社会福祉の課題を市民から遠い出来事ではなく、身近な課題として生活のなかに浸透させる働きをした。

この時期、障がい者にたいする福祉諸施策を見ると、リハビリテーション理念の動向が注目できる。1965年の厚生白書には、心身障害者福祉の課題として、リハビリテーションの体系化や医学的リハビリテーションの強化等が示されている。この傾向は、当時の障がい者施策が、それまでの福祉施設入所一辺倒の取組から在宅生活を進める方向へと舵取りを変えてきた背景を持っていた。そしてこのことは、障がい者のスポーツ振興にも影響を与えていた。

この時期、障がい者のスポーツに関して示された福祉施策の動きとしては、1965年の厚生労働省社会局長通知『全国身体障害者スポーツ大会について』がある。ここでは、「身体障害者福

祉施策の一環として、今後より一層、身体障害者のスポーツの振興を積極的に推進することとし、その具体的方策として、昭和40年度より全国身体障害者スポーツ大会を開催する」として、身体障がい者のスポーツが社会福祉政策の一環として始められる旨が示された⁵。また1966年の厚生白書の中では、在宅障がい者への支援策のひとつとして、身体障がい者のスポーツの普及開発の必要性が示されていた⁶。さらに1972年の中央心身障害者対策協議会による『総合的な心身障害者対策の推進について』では、「障害者が自主的かつ積極的にレクリエーション活動やスポーツ活動を行えるように、国、地方公共団体等が積極的に必要な措置を講じる必要がある」とした記述も見られるように、国の関わり方にも変化が現れ始めていた。

③施設収容から在宅サービスへの移行期（1974-1980）における障がい者施策と障がい者のスポーツ

1973年の国際的な経済変動（第一次石油危機を契機とする世界不況、インフレ等）は、日本国内でも社会福祉の領域に大きな影響を及ぼした。1960年代なかばから始まった国内におけるコミュニティーを重視する福祉施策への移行は、それまで社会福祉施設内に偏って完結していた障がい者等の生活スタイルを、地域社会における生活へと変化させることを目的としていた。それは、経済成長力に大きく依存していた社会福祉を含めた多くの国内諸施策が、経済力だけに頼るのではなく、自力（助）に大きくシフトすることの必要性を意味するものであると理解することができる。この時期、福祉施策には、障がい者のスポーツに関する施策はほとんど見られない⁷。社会経済状況がそれを許さなかったのであろう。

福祉施策のみをみると、仙台市では「福祉のまちづくり」運動の展開や知的障がい児を抱える多くの親たちによる共同作業所全国連絡会の結成、養護学校（こんにちの特別支援学校）の義務化といった施策が実施されている。また、国の諸施策においても、1974年の『社会福祉施設整備計画の改訂について』（社会保障長期計画懇談会）の中で、施設収容偏重から脱皮し在宅福祉対策重視への見直しの必要性が指摘されたり、1976年の『これからの社会福祉』（全国社会福祉協議会）では、社会福祉と家族との関わりという視点から、福祉諸施策の見直しが検討されたりした。こうした動向から、社会福祉の当事者の生活の場が、地域社会やコミュニティーの中で、家族や一般市民と共に営まれることへの再認識といった、これまでの障がい者の生活の場にたいする意識が大きく変わろうとしていることを知ることができる。

④地域での自立生活移行期（1981-1988）における障がい者施策と障がい者のスポーツ

1980年代は行財政主導による社会福祉改革の時期として考えることができる。その内容は、1960年代なかばから続く、経済力にはもはや依存しない、国民一人ひとりの自力に基づく社会福祉形成を意味し、1990年の『老人福祉法等の一部を改正する等の法律』（福祉八法改正）は、そのための環境条件を整える役割を担っていた。この時期の社会福祉政策の理念は、地域における自立生活への移行と定着という点にある。具体的には、1981年の第二次臨時行政調査会答申

を契機とする社会福祉領域における費用引き締め政策やそのための制度改革、そして福祉八法改正への流れの中に見ることができる。そこに一貫して示されていた方向は、「施設から地域（在宅）自立生活への移行」という潮流であった。

この時期、社会福祉政策に現れている障がい者のスポーツへの対応は、1981年の国際障害者年がひとつの前進の契機となった。それは、行政レベルにおける意識の変化の中に現れていた。国際障害者年に続く「国連障害者の10年」（1983-1992）、「アジア太平洋障害者の10年」（1993-2002）等を背景としながら、日本国内では、1982年の『障害者対策に関する長期計画』（国際障害者年推進本部）において、「障害者のスポーツ、レクリエーション等の諸活動への参加のための諸条件を整備する」ことの必要性が指摘されたり、また1987年の『「障害者対策に関する長期計画」の実施状況の評価及び今後の重点施策』（中央心身障害者対策協議会）では、「各国の障害者が、国際会議、スポーツ等を通じてコミュニケーションできる機会を拡大することにより、国際交流の推進に努めること」が指摘されたりした。同年6月には、障害者対策推進本部による『「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策』（以下、「後期重点施策」と言う）の中でも、「スポーツ、レクリエーション及び文化施策の推進」についてかなりの分量をさいた指摘がみられる等、障がい者のスポーツにたいする遅々とした、しかし前向きな対応の展開がみられた。特に「後期重点施策」におけるスポーツやレクリエーションにたいする重点的な取組の姿勢は、翌1988年に文部科学省内に設置された生涯スポーツ課・競技スポーツ課の動向も見越しての取組と考えられる。そして同年には、同じく文部科学省所管による内閣総理大臣の懇談会による「スポーツ振興に関する懇談会」も発表されている。こうした、障がい者のスポーツにたいする厚生労働省と文部科学省の足並みの揃いは、これまでにない行政サイドの姿勢の変化として受け止めることができる。

⑤自立生活や平等な社会づくり期（1989-1996）における障がい者施策と障がい者のスポーツ

この時期から、社会福祉政策の動向は、来るべき21世紀を見据えた新しい政策転換への兆しを見せ始める。それは1990年に実施された福祉八法改正による在宅福祉のための法的整備を基本としたふたつの大きな方向であった。ひとつは、1995年に発表された『社会保障体制の再構築（勧告）』（以下、「1995年勧告」と言う）の流れである。その中で「21世紀の社会に向けた改革」の理念として「自立と社会連帯」が示された。21世紀のわが国は、この理念に基づいて、広くは国民の、そして高齢者や障がい者の生活は支えられていく必要があると考えられたのである。そしてこの視点は、こんにちのわが国でも喫緊の課題である国民全体の健康増進や国家あげでの健康推進体制を支える理念的原動力にもなっている、と考えられる。

もうひとつの方向は、同じく1995年の『障害者プラン～ノーマライゼーション七か年計画』の中で示されたノーマライゼーションの理念を具体化する向きである。この作業を通して、障がい者を含めた社会福祉の利用者は、地域社会の一般市民に近づくための施策が展開され始めた

考えられる。つまりノーマライゼーションの理念である「市民権をも含む生活のあらゆる場面において、(対象となる人々が)ほかの人々と同等な立場におかれるべきである」⁸、ということの意味する社会づくりが始まったということである。

この頃の福祉諸施策の中に見られる障がい者のスポーツに関する動向としては、1993年の『障害者対策に関する新長期計画 - 全員参加の社会づくりを目指して - 』（障害者対策推進本部）がある。この中で、「スポーツ、レクリエーション及び文化」項目において、「スポーツについては、障害者の健康増進という視点からも有意義である」という指摘や「障害者のスポーツ、レクリエーション……を適切に指導できる指導員、審判員等の人材育成を図る」等、障がい者とスポーツ、あるいは障がい者のスポーツ推進に向けたさらなる取組がみられる。また、1995年の『障害者保健福祉施策推進本部中間報告』（厚生労働省）「以下、「障害者中間報告」と言う」の中では、「障害者スポーツの振興」に関して、「障害者スポーツ」という言葉を使用し、その内容に触れ、「障害者のスポーツ活動は、従来よりリハビリテーションの一環としての意味を持つと同時に、社会参加の促進という大きな意義を有する。各種スポーツ大会等の開催を通じた障害者スポーツの振興を図る」とし、1981年の国際障害者年で示された「完全参加と平等」の理念が国内で具体化し始めた。そして前記した『障害者プラン』でも、「障害者スポーツ、芸術・文化活動の振興等」の項目の中で、「長野パラリンピック冬季競技大会を始め、各種スポーツ大会の開催、スポーツ・レクリエーション教室の開催、スポーツのできる施設の整備等を通じた障害者スポーツの振興を図る」と、障がい者スポーツについての一步踏み込んだ前向きな姿勢が見て取れる。

⑥自立支援期（1997-今日）における障がい者施策と障がい者のスポーツ

この時期は、1998年から始まった一連の社会福祉基礎構造改革⁹によって、21世紀からの新しい社会福祉の土台となる社会福祉法（2000年）を誕生させた。その理念は、社会連帯と自立支援に基づく社会の実現であった。ここに描かれた社会福祉の対象は、障がい者や高齢者といった限られた人々ではなく全ての国民である（1995年勧告の具体化）。この国民が、21世紀の社会福祉像の中では主体者であり、社会福祉の作成者として位置づけられている。「対等な関係の確立」「地域での総合的な支援」「多様な主体の参入促進」「質と効率性の向上」「透明性の確保」「公平かつ公正な負担」「福祉の文化の創造」といった改革理念が、新しい世紀の新しい社会福祉の基軸に据えられ、かつ原動力として明記された。

福祉施策にみられる障がい者スポーツの動向を見ると、1998年、『障害者スポーツに関する懇談会報告』（障害者スポーツに関する懇談会）がある。これは障がい者スポーツに関し社会福祉諸施策上、初めて見られた独立したたかちでの公式な報告書である。ここでは「障害者スポーツの意義」「今後の障害者スポーツの推進方策」について触れ、「おわりに」では、「障害者スポーツ支援基金」の設置や1998年5月に創設された「スポーツ振興投票制度」（スポーツ振興くじ）等によって、今後の障がい者スポーツ振興への期待が述べられている。また同報告の中では、そ

れまで別々におこなわれてきた全国障害者スポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいピック）を、21世紀初頭を目処に、統合実施することへの意欲も示されていた。厚生労働省はこの報告を受けて、「2001年に開催される宮城大会より全国身体障害者スポーツ大会とゆうあいピックを統合して実施する旨」¹⁰の障害保健福祉部会通知『全国障害者スポーツ大会について』（1998年7月16日）を傳達している。

1999年には「障害者スポーツ支援基金」が創設された。同年の1月には『今後の身体障害者施策の在り方について』（身体障害者福祉審議会）の中で、「障害者スポーツ及び文化・芸術活動の支援」の項目に触れ、「障害者スポーツについては、重度障害者の参加にも配慮しつつ、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらには競技としてのスポーツを積極的に推進すべきである」と、障がい者スポーツの競技スポーツとしての側面が強調されている。続く2001年の社会・援護局から出された『障害者スポーツの振興について』（2001年11月21日）でも、障がい者スポーツをこれまでのリハビリテーションの意識から日常生活の中で楽しむスポーツ、競技するスポーツとして位置づけ、身体障がい者に限定されない障がい者全体のスポーツ振興をすすめる必要があることや、財団法人日本障害者スポーツ協会（以下、「協会」と言う）との連携強化、障がい者スポーツ指導者の養成の必要性等が指摘された。それを受けるかたちで2002年、内閣府による『障害者基本計画』では、協会を中心とした障がい者スポーツの振興や精神障害者のスポーツ振興についての記述がみられた。

その後、2007年には『重点施策実施五ヶ年計画～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い共に生きる社会へのさらなる取組～』（障害者施策推進本部）、2010年には『障害者制度改革の推進のための第二次意見』（障がい者制度改革推進会議）、「以下、「第二次意見」と言う」等の中において、引き続き障がい者スポーツの振興に関する記述がみられる。特に「第二次意見」では、「（障がい者）スポーツ」（カッコは筆者による）について、文部科学省と厚生労働省との連名による記載がみられ、障がい者スポーツにたいする監督官庁の施策がより一歩、以前より近づいている様子が見られた。

3 文教政策からみた障がい者のスポーツ

戦後、わが国では、文部科学省による文教政策上、障がい者のスポーツにたいし、どのような取組が見られたのであろうか。以下ではこの点について考察するに際し、諸施策の変遷過程を踏まえ、スポーツにたいする文部科学省の文教政策の展開を次のような時代区分に分けて検討してみたい。それは、①わが国で戦後、国家体制として、文部行政機関のなかに体育局が設置された1958年から同局内に生涯スポーツ課と競技スポーツ課が併置された1988年までの時期（1958-1988）、②21世紀を見据えた指針『21世紀に向けたスポーツの振興方策について（答申）』が発

表された1989年から『スポーツ振興基本計画』が作成された2000年までの時期（1989-2000）、③同年から「スポーツ立国戦略」が策定された2010年までの時期（2000-2010）、そして④スポーツ基本法が成立した2011年以降（2011-現在）である。

①1958年～1988年

戦後の文部科学省によるスポーツにたいする取組は、1958年、同省内における体育局の復活設置から始まる。この時の設置理由は、「学校保健法の制定、アジア競技大会開催を契機に、またオリンピック大会招致促進等の事情により学校体育および社会体育を強力に推進するとともに、新たに学校保健、学校給食の充実」¹¹を図るという点に置かれていた。以後、この部署設置を契機として、1961年の「スポーツ振興法」公布、1964年の東京オリンピック開催、体育施設五か年計画の作成等、国内的な体育環境の整備が進められる。

スポーツ振興法（1961）は、「国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成」（第一条）を目的とし、スポーツの定義を「運動競技及び身体運動」（第二条）と定めた。また国や地方公共団体の義務として、国民間におけるスポーツへの自発的な取組への協力やスポーツがおこなえる諸条件の環境整備の必要性についても規定した。

敗戦という経験を経て、戦後初めて定められた全国民を対象としたスポーツ振興法ではあった。しかし、戦中におこなわれた、健康や運動施策が目指した戦争遂行という非倫理的目的を達成するための道具的利用の仕方を完全には払拭したとは言えない部分も残った。法の理念が、新しい日本の健全な発展であり、何よりも産業に基づく国力の増大に置かれ、したがって、この法律の対象は、あくまで日本国民全般であった。しかし、それにもかかわらず、労働力とは直接結びつきにくい障がい者（特に重度の障がい者）は、その対象から外れ、戦後復興という目標に沿わない人々として残されたのである。

1972年になると、「生涯体育」を掲げた『体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について』（保健体育審議会答申）が、文部科学省によってまとめられた。「生涯体育（スポーツ）」とは、「人間が生涯を通して文化としてのスポーツを学習し、享受し、生活化していくこと」と定義されている。わが国では、以後、臨時教育審議会の生涯学習¹²体系への移行傾向ともあいまって、「生涯体育（スポーツ）」¹³という標語は、体育行政をすすめる上での重要な概念となっていく。

1988年には、文部科学省の機構改革によって、体育局内が生涯スポーツ課と競技スポーツ課に分課された。こうした組織改革は、スポーツにたいする社会の側がもつめる役割意識の変化を反映しているとともに、国民のスポーツにたいする意識の変化・向上にも繋がる重要な意味を持っていると考えられる。この年には、内閣総理大臣の私的懇談会である「スポーツの振興に関する懇談会」が報告書をまとめているが、ここでもスポーツに関する社会的評価の向上、スポーツ指導者の養成確保、スポーツ施設の充実、スポーツ振興のための財源確保等が提言されている。文

部科学省は、生涯スポーツの振興対象として「国民」を掲げ、その推進を唱えるものの、ここでもその国民の中には障がい者は含まれていない。この改革においても、障がい者のスポーツについては何ら触れられることはなかった。

②1989～2000年

こうした動向を踏まえ、1989年には『21世紀に向けたスポーツの振興方策について（答申）』（以下、「21世紀振興方策」と言う）が保健体育審議会によってまとめられている。本答申では、スポーツを「人類の文化の中でも極めて重要なものの一つ」とした上で、スポーツと文化の関係や「見るスポーツ」「楽しめるスポーツ」の推進、アマチュアスポーツの意義やプロスポーツの発展助長が指摘されていた。これらは、文部科学省によるスポーツにたいする新しい動向、すなわち、スポーツをわが国のひとつの文化として、その振興に向けた体育施策の多様化、高度化、計画化の現れとも見ることができる。このような「21世紀振興方策」の中で示された中・長期的なスポーツ振興策の計画的な実施の必要性¹⁴は、その背景に、スポーツに向けられた文教政策の課題として、少なからず当時、わが国の抱えていた高齢社会への備えに向けた体制づくりも見え隠れしている。それは「21世紀振興方策」の中でも触れられている「社会の複雑・高度化、高齢化、経済的・物質的な豊かさの追求など社会環境や価値観が変化する」ことへの対応策として、スポーツ文化の意義が問われていくという側面である。叱咤を覚悟の上でさらに言えば、わが国がそれまでおこなってきたスポーツに関する施策は、この頃から健康施策と一体化し始め、こんにちに至っていると考えることができる。これは1989年以降の明らかな方向転化と考えてよいのではないだろうか。

1990年には、「21世紀振興方策」を踏まえたスポーツ振興基金¹⁵が、日本体育・学校健康センター内に創設された。この取組によって、競技水準の向上及び国民のスポーツ振興のための財政基盤の整備の役割が担われることとなった。また、1986年にWHOのオタワ憲章¹⁶で現されたヘルスプロモーション（健康促進）の理念に刺激されて、1997年には、保健体育審議会が『生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について（答申）』（以下、「健康に関する教育及びスポーツの在り方」と言う）をまとめた。ここでは「生活習慣の乱れ、ストレスの増大、体力・運動能力の低下傾向などの現状を踏まえ、心と体をより一体にとらえて健全な成長を促すことが重要であるという考え方に立ち、健康に関する学習と体育・スポーツとの十分な連携を図る必要」について指摘されていた^{17・18}。そこに見られるキーワードは、「健康に関する学習とスポーツ」であり、基本的な視点は、社会経済状況を踏まえた時代的背景の下で、こころと体の一体的な健康の保持増進とそのための学習や体育・スポーツとの連携に置かれている。

スポーツ振興に向けた計画的な対応は、「21世紀振興方策」以降の基本的なわが国のスタンスになっているが、文部科学省はその趣旨に沿って、1999年、スポーツ振興法第4条（第1項文

部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする）に基づく、スポーツ振興基本計画に関する諮問（「スポーツ振興基本計画の在り方について」）を保健体育審議会におこなっている。その結果、翌2000年には、「スポーツ振興基本計画」が2001年から2010年を対象期間（5年毎に見直す）として作成された。この計画の主要な課題は、①生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策、②わが国の国際競技力の総合的な向上方策、③生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策、等である。ここでのポイントは、青少年の体力・運動能力の低下を懸念した取組である。可能な限り早期からのスポーツ実施率の向上が主眼に置かれていた。

③2000年～2010年

2000年の「スポーツ振興基本計画」は、翌年から始められるその具体的な計画実施の土台となる内容をもっていた。2001年には、わが国の国際競技力向上に向けた組織的・計画的な取組の中心的な役割を担う国立スポーツ科学センター（JISS）が開所した。この機関は、2001年の『我が国の文教施策』によると、「我が国のトップレベル競技者の強化、優れた素質を有する競技者の発掘、一貫指導システムによるトップレベルの競技者の育成」¹⁹を主眼としている（2001年『我が国の文教施策』第2部第8章第4節2）。

「スポーツ振興基本計画」で掲げられた生涯スポーツ社会の実現に向けた取組は、国民誰もが一生懸命にスポーツに親しみ、豊かなスポーツライフを実現することにその眼目が置かれていた。こうした、スポーツを生活の中に置いたライフスタイルの推進のためには、国としてもあらゆる側面からの努力を惜しまない体制づくりがもとめられる。2004年、スポーツの国民への普及・振興を果すために、国民スポーツ担当大臣が設置されたのもその現れであろう。この段階でスポーツは、国民誰もが生涯取組むことのできる、あるいは取組むことが望ましい、国家レベルの事業として位置づけられることとなった、と言っても過言ではない。国家あげての取組には、かつての歴史認識を回顧させる感もないわけではないが、こんにちのそれは、より健全な国際的動向も踏まえた内容である点で、多くの人々に共感をもって受け入れられたと言えよう。

また2004年6月には、ナショナルトレーニングセンター（NTC）²⁰の整備の在り方に関する報告書（『ナショナルトレーニングセンターの設置等の在り方に関する調査研究』）がとりまとめられ、この中で当該センターを、JISSが所在する東京都北区西が丘区内に設置する中核拠点とすること、中核拠点で対応できない冬季、海洋・水辺系及び屋外系の競技、高地トレーニングについては既存の施設を活用し、中核拠点との連携を図ること等の考え方が示された。NTCは2007年12月に完成し、2008年1月より使用され始めている。

2010年になると文部科学省は、今後の10年間を見据えた「スポーツ立国戦略」²¹を策定し、「新たなスポーツ文化の確立」に向けたふたつの基本を立てた。それは①「人（する人、観る人、支える〔育てる〕人）の重視」、②「（スポーツ界全体の）連携・協働の推進」である。ちょうど

同じ時期、2007年からその検討が超党派の国会議員によって始められていた「スポーツ基本法案」が2011年5月にまとめられ、同年の6月9日に衆議院を通過し、6月17日に参議院において可決・成立するに至っていた。国家政策としてのスポーツ立国戦略と議員立法化されたスポーツ基本法とは、基本的にはその性格は異なるものの、「スポーツ」を主軸に据えたこんにちの生活の有り様、国家政策の方向は、その段階で出揃った様に思われる。

④2011年以降

本章の目的である「障がい者のスポーツ」に関しては、「スポーツ基本法」²²が作成されたことで、文教政策上、初めてその姿を見せる。2010年までの文科省による文教諸施策には、障がい者のスポーツに関する記載はほとんど見ることができない。障がい者のスポーツについて「スポーツ基本法」に見られる具体的な内容には、第2条第5項で「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」と規定し、また同条第6項では、スポーツ選手が優秀な成績を収められるようにするための諸施策の有機的な連携の必要について触れ、そのスポーツ選手の中に障がい者も含めた記載内容になっている。こうした文教政策側からの障がい者のスポーツに向けた姿勢は、文科省が「国民」の構成員として「障がい者」を認識したことの証であることはもちろんのこと、国際的なオリンピック、特にパラリンピックの盛り上がりにも大きく影響を受けていると思われる。そして同時に、国内の様々な障がい者スポーツ団体の動向（競技大会の実施や協会の設立等）も無視できない²³。

また同法では、スポーツ基本計画を国の義務として、また地方公共団体には地方スポーツ推進計画策定を努力義務として定めている（スポーツ基本法第9条第1項、第10条第1項）。これを受けて千葉県は、2012年3月に「千葉県体育・スポーツ推進計画」を、また東京都は、2013年3月に「東京都スポーツ推進計画」を作成している²⁴。

「千葉県体育・スポーツ推進計画」の中で立案された障がい者スポーツに関する施策では、「障害のある人のスポーツ推進」を掲げ、「障害の特性等に応じたスポーツへの参加環境づくり」の方向性を示し、具体的には障がい者スポーツ教室等の開催事業や障がい者スポーツ大会開催事業をおこなおうとしている。また高齢者のスポーツ推進にも前向きである。

「東京都スポーツ推進計画」では、障がい者スポーツに関し、「障害者スポーツの場の開拓」を推進するとして、具体的には「区市町村や地域スポーツクラブを訪問し、ニーズを掘り起こすとともに、障がい者スポーツ教室等の取組を提案」するとしている。そして障がい者以外にも、シニアスポーツの振興や高齢者スポーツ大会への参加促進等も掲げ、国民全体のスポーツ推進を視野に入れている。

4 社会福祉政策と文教政策と障がい者のスポーツ

障がい者のスポーツは、これまでの考察からもわかるように、戦後の社会福祉政策によって始められている。そしてその社会的背景には、障がい者の社会的・経済的な自立を念頭に置いた職業更生観があった。しかしその反面、同じ時期、文部科学省内に設置された体育局やスポーツ振興法では、スポーツは国民全体を目的とした包括施策的な内容であり、しかし一方では国民の中に障がい者は見ることはできなかった。その理由は、当時、国家あげて目指した戦後復興策の一環として、アジア地域初となる東京オリンピック誘致であったり、そして、まだ緒についたばかりの高度経済成長の成功が国家レベルの目標になっていたからである。その多くが復興の原動力にはなりにくい人々は、そうした文教政策には含まれてはいなかったのである。そこには、本来、個人的な問題であるはずの運動や健康を国益と結びつけて捉えようとするかつての国家による健康増進政策（健民健兵政策）と同じ手法を色濃く垣間見することもできる。

高度経済成長も後期になると、社会福祉政策の側面から、障がい者のスポーツ振興は大きく進行し、厚生省社会局は1965年の『全国身体障害者スポーツ大会について』（通知）によって、地域におけるスポーツの振興を国家レベルで後押しする姿勢を示す。同じ時期、財団法人身体障害者スポーツ協会も設立され、民間レベルでの障がい者のスポーツ発展基盤が用意された。そしてこれ以降、全国的に障がい者のスポーツ大会等が実施され広がっていく。しかし、この時点でも、文教政策の側からは、障がい者へのスポーツ支援は始まってはいない。折しもわが国は、1970年以降「高齢化社会」に突入し、社会保障費との関係から、高齢者問題が経済政策の課題に取り上げられ、また世界に類を見ないわが国の平均寿命の伸長という側面からも、経済力の拡大と高齢者問題は焦眉の急の様相を見せ始めていた。わが国の総人口は、この時期まだ増大していたこともあり、文部科学省の文教政策としては、老化による体力減退の予防対策を取ることで、来るべき高齢社会という困難に対処する方法を模索し始めていたと考えられる。その具体的対策のひとつが、いわゆる1972年の保健体育審議会答申による生涯スポーツの標語である。

ところが1973年以降、地球規模による経済成長力の減退は、社会福祉政策、文教政策を含めたあらゆる行政政策に大きな影響を及ぼした。それはスポーツ施策面においても同様であった。この時期は、これといったスポーツ全般の施策動向が、少なくとも行政レベルではほとんど見られない。経済成長と社会福祉政策や文教政策における障がい者のスポーツ振興が、いかに深く関連しているかが、こうした時期の無施策に象徴されていた。そしてこの傾向は、その後1970年代全般に渡って続くこととなる。

しかし、1980年代になると、社会福祉政策の面で、国外から注目すべき動きがあった。それは第31回国連総会で決議された「完全参加と平等」を唱った国際障害者年が、1981年から始まったことである。これを受けた国内の障がい者諸施策は大きな前進を示し始め、国際障害者年の具

体的計画である『障害者対策に関する長期計画』（1982）では、スポーツを通じた障がい者の社会参加が推進され、そのための環境整備の必要性が指摘された。また、文部科学省内でも、生涯スポーツ課や競技スポーツ課の設置（1988）によって、生活の中のスポーツ（楽しむスポーツ）と選ばれた人のスポーツ（スポーツ選手）のふたつの側面が認識された。こうした1973年の前とは明らかに異なる動向は、たとえば福祉諸施策の面では、「地域における自立」が強調され始め、それまでの福祉施設を中心とした支援の在り方に変化を見せた。また文教政策上の1988年の生涯スポーツ課の設置は、それまで標語でしかなかった生涯スポーツが、生活の中で語られるスポーツを表現する言葉として、文教政策の俎上に載った。

1990年前後の動向は、社会福祉政策や文教政策にとって重要な年間になった。まず社会福祉政策では、それまでの福祉施設中心の施策から在宅（地域）施策への転換という、支援の場所に大きな移動があったという点である。また文教政策では、1988年の文部科学省内の機構改革によって、スポーツにたいする進行方策が大衆化していくと同時に、スポーツ施策が社会的政策に昇華したという点にある。

文部科学省によるスポーツ施策が社会的政策に転じ（それはつまり、社会政策のひとつである「健康政策」として位置づけられたことを意味する）、多様化、高度化、計画化といったかたちで進められるようになる傾向は、「21世紀振興方策」（1989）に顕著に見られる^{25・26}。たとえばそれは、1990年のスポーツ振興基金の創設によるスポーツに関する独立した財源の確保へ向けた動向であったり、2000年のスポーツ振興基本計画の作成等に見られる。一方で、この時期の障がい者のスポーツに関する取組は、これまでと同様に、社会福祉政策を中心に進められており、それは1981年の国際障害者年以降から特に顕著であった。しかし、前にも触れたように、1995年の「障害者中間報告」では、「障害者スポーツの振興」が個別の重点施策として位置づけられ、リハビリテーションや社会参加の促進等が重要視され始めていた。また同年の『障害者プラン』でも、それまでの「障がい者のスポーツ」という表記から転じて、「障害者スポーツ」としてその振興が強調された。こうしたポイント的な施策対応や表記の仕方は、厚生行政上の障がい者スポーツにたいする明らかな認識の変化と考えることができよう。

文教政策が、障がい者のスポーツを真正面から取り上げ始めたのは、2010年のスポーツ立国戦略が策定されてからである。ここでは、スポーツを文化のひとつとして位置づけ、「人」重視の面が強調されている。すなわちその基本は、「すべての人々にスポーツを」である。この中で「障がい者スポーツ」は、スポーツを万人に広げるための戦略のひとつとして位置づけられている。そして、この戦略に沿った法制度、税制、組織、財源等の側面から、この時期、文教政策として障がい者スポーツが動き始めたと考えられる。その第一弾が翌年の「スポーツ基本法」である。ここでは表だって「障がい者スポーツ」が取り上げられ（同法第2条第5項）、「障がい者のスポーツ」から「障がい者スポーツ」へと、その取組む姿勢や認識の変化を確認することができ

る。

社会福祉政策や文教政策上に見る「障がい者のスポーツ」から「障がい者スポーツ」への意識や表記上の変化は、そのまま国民や行政機関全般の認識の変化であると前向きに捉えたい²⁷。「障がい者スポーツ」は、21世紀初頭になりやっと真の意味でのすべての国民を対象とした国の事業として本格化した。しかし、これはまだ感触でしかない。この感触を実感できるまでになるためには、まだ多くの時間と努力がもとめられる。障がい者スポーツが、わが国で、広く長くおこなわれるようになれるか否かは、わが国が、スポーツを真の意味で、文化として定着させることができるかどうか、を知るひとつの試金石になる。

5 ハイブリッド現象としての障がい者スポーツ

以下では、21世紀初頭、こんにちの社会福祉の動向から障がい者スポーツを考える。

われわれの認識する昨今の社会福祉は、その守備範囲を明らかに広げつつある。人によっては、社会福祉の今の事態に、その存続の危惧を抱く場合すらあるようである。社会福祉という言葉が、ただ「福祉」という言葉で表現されることの多くなったこんにちの状況にも、そうした一種の危機感を感じさせる遠因があるのかもしれない。しかし、古川孝順の学説によると、われわれがこんにち目にしている状況は、社会福祉の存在の危機ではなく、社会福祉の拡大であり、この現象は、「社会福祉と一般社会サービスとの接点や協働の拡大を前提に、社会福祉と社会政策、そして一般社会サービスとの関係を再構築し、そのことを通じて社会福祉のレーゾンデートルやその基本的な性格をより一層明確なものにしようとする試み」（古川 2009：59）である、と説明している。その試みを古川は「社会福祉のL字型構造」という枠組みで論じている。

社会福祉のL字型構造論とは、「社会福祉は社会政策を構成する多様な社会的施策の一つであり、同様に社会政策を構成するほかの社会的施策と共通する性質と異なる性質を同時的に持っている、それが社会福祉の独自性であり、固有性である、ということを示すもの」（古川 2012：34）であり、「社会福祉は、ほかの社会的施策にたいして、それらを先導したり、それらと互いに補完しあうという性質をもっている」（古川 2012：34）といった内容を持つものである。そして、社会政策を構成する多様な社会的施策には、たとえば人権擁護・後見制度、消費者保護、健康政策²⁸、教育、雇用・労働政策、所得保障、保健サービス、医療サービス、保護観察、住宅政策、まちづくり等を掲げている。

こうした社会福祉のL字型構造論に沿って障がい者スポーツの施策理念を考えてみる。障がい者スポーツが、戦後、厚生労働省主体によるリハビリテーションの一環として始められたことは、これまでの記述からも理解できる点である。それは何よりも、障がい者の社会的・経済的な自立を目指しての支援であり、今後も続けられていくであろう。一方で、文部科学省による文教

政策では、東京オリンピックをひとつのロイター板として、国民生活の健全な発展をスポーツや運動を通して支援し、延いては国力の増大をはかる、それは同時に国民一人ひとりの健康志向とも重なり広く普及し、21世紀のこんにちでは国による社会的施策のひとつにもなっている。本稿でもこれまで、障がい者は当初、文教政策の対象には含まれてこなかったが、近年、その様相は大きく変わりつつあり、同省のスポーツ施策の範囲に含まれることになった、と述べてきたところである。

しかし、文教政策としてすすめられたこうした運動・スポーツ施策は、別の観点から見るとやや色合いが異なる。運動やスポーツを国家が何故、これほどまでに声高に推奨するかを考えた場合、国民の健康、不老、長寿、病気知らず等といった、国民、さらには国家全体の壮健な理想的姿がそこには思い浮かぶ。国民が健康でかつ寝たきりにならない姿は、国民がいつまでも、元気で、いきいきと活動できる姿である。医療や福祉の支援の無用な、自立した国民の姿を国家は目指している、と考えることができる。介護保険制度で実施している高齢者への介護予防支援が、まさにその取組を象徴している²⁹。こうした、こんにちの施策動向は、社会福祉政策と健康政策（本稿では、スポーツや運動をひとつの重要な構成要素として捉える）のコラボレーションであり、そして、本稿の眼目である障がい者スポーツは、それに文教政策が加味したかたちでの、これら諸政策によるハイブリッド現象として、より進化した内容を持つ施策と考えることができよう。

障がい者スポーツは、障がい者へのリハビリテーションを手段とした社会福祉政策のひとつの施策としてすすめられ、障がい者の社会的自立や社会参加を促してきた。同時にスポーツを通じた健康政策の側面からは、障がい者の体力維持・増強や障がいの進行予防といった効果をあげてきた。そしてさらに、障がい者スポーツのより大きな波及効果は、スポーツ全般に向けられた国民の目線にも影響を及ぼしている。それは国民の意識の中にスポーツを広く万人のものとして浸透させる（ユニバーサルスポーツの構築）という側面である。健康社会の建設を目ざし、スポーツ立国として、今後わが国が存続し続けていく上で、スポーツが万人のものとして存在する意義はとて大きくかつ重要である。幼児、高齢者、障がい者等といった、これまでスポーツや運動とは距離のあった人々が、日常的にスポーツに親しむ姿は、もはや理想の域ではない。スポーツや運動の場が、生活の中にあり、ADLの一部として成り立つ社会環境や意識づくりは、これからは国民の側からの努力にかかっている。そうした健康生活を常態化するためにも、これからの障がい者スポーツの存続、拡大に期待したい³⁰。

6 おわりに

「障がい」という言葉やその意味する内容と「スポーツ」という言葉やその意味する中身は、

ある種かみ合わないものとして捉えられることも少なくないようである。それは、たとえば、「障がい者の就労」や「障がい者の教育」等といった言葉にも共通して指摘されてきた事態である。しかし、われわれはここに、われわれの無意識な、ある意識を自覚しなければならない。理念や哲学は単なる量の上の水練であってはならない。心身に弱さを持つ人間が、あらゆる知識や工夫、経験の蓄積によって、スポーツや労働、教育を受けらるようになることは、本来、人間としての当然の業であろう。環境によって大きく影響を受けやすい人間の弱さや短所は、人間の英知によって強さにも転化するし、また環境によっては強さや長所にも変化する。「障がい者スポーツ」という言葉やその言葉が持っている哲学は、まさにそのことをわれわれに示していると言えよう。

昨今の障がい者スポーツを取り巻く状況は、こんにちの社会福祉政策を考える上でも大きな論点を含んでいる。そう考える理由は、健康社会を目指しているこんにちのわが国の時代的背景の下で、スポーツや運動のもたらす効果とその意義、そして社会福祉の哲学とが、これからの社会や福祉の動向とどのように影響しあうのか、共存しあうのかを模索することが、社会福祉を研究する者にとっても、また社会福祉の存亡という点でも、ひとつの生命線になるかもしれない、と考えるからである。

引用文献

2001年「第2部第8章第4節2 我が国の国際競技力の向上に向けて」『我が国の文教施策』

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200101/index.html (2013年8月1日 アクセス)
保健体育審議会(1989)「スポーツ振興の意義」(2)『21世紀に向けたスポーツの振興方策について』(答申)

注

- 1 厚生省及び文部省は、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に基づいて、2001年(平成13年)1月6日(第2次森内閣)時に施行された中央省庁の再編統合によって、それぞれ厚生労働省及び文部科学省と名称が変更された。本稿では、統一して厚生労働省及び文部科学省の名称を使用する。
- 2 「社会福祉政策」「福祉施策」「福祉諸施策」「社会的政策」「社会政策」等の言葉について、若干の説明を行っておく必要がある。われわれ国民は、日常生活に生じる様々な諸問題を解決するためには、国家によって策定・実施される諸施策の下で生活を送ることが必要になってくる。ただし、われわれは、自己の努力では解決困難な問題(失業、老化、疾病、事故、犯罪、公害等)にたいしては、最終的に、国家にその対応を求めざるを得ない場合が多いからである。こうした諸問題に対応するべく、国家によって予防的に(あるいは事後的に)策定されるものが様々な社会的政策であり、わが国では健康政策、所得政策、医療政策、社会福祉政策等がこれにあたる。そして、これらの政策の下で直接的・具体的に実施されるものが「施策」と呼ばれるものであり、それはたとえば、福祉施策、健康施策、医療施策等の諸施策である。

国家は、こうした多くの「政策」とそれらが具体的に行われる段の諸「施策」等によって、われわれの生活全般に生じる政治的・経済的・社会的・文化的な諸問題（社会問題）を解決へと導いているのである。こうした広範な社会問題にたいする政策を「社会政策」と呼び、わが国では、社会問題のなかでも特に歴史的に重要と考えられてきた労働問題が、その中心的政策とみなされてきた。孝橋正一は、労働問題を社会問題として位置づけ、福祉問題を社会的問題として差別化している（孝橋 1972：34）。

- 3 戦後、わが国で進められた貧困対策は、GHQによって1946年に発令された「SCAPIN775」（連合国軍最高司令官指令）における公的扶助三原則（あるいは四原則）に基づいて始められた。その中身は、①無差別平等の原則、②国家責任の原則（公私分離の原則）、③救済費非制限の原則、であり、これらに共通する性格は、国民すべてを対象とした「救貧」という点にある。
- 4 体育局は、戦時下の児童や生徒の保健・体育を強化するために1941年に設置されたものであるが、終戦によって解体されていた。しかし終戦直後に再び設置され、文部科学省の所管となった。ところが1949年の文部科学省の機構改革に伴い再び廃止されていた。これは、占領下においてCIE（Civil Information and Education Section＝民間情報教育局）からの指導によるものであり、体育行政が戦時下の健兵健民施策に繋がりがかねないという虞からでたものである。
- 5 1964年、わが国で初めてのパラリンピックである第13回ストック・マンデビル競技大会（東京大会）が11月8日から12日までの5日間に渡っておこなわれた。この国際身体障害者スポーツ大会の日本運営委員会は、大会終了後の1965年5月24日、引き続き財団法人日本身体障害者スポーツ協会の設立に繋がった。同協会の初代会長は、日本運営委員会会長であった葛西嘉資（初代日本社会事業大学学長）である。
- 6 身体障害者福祉審議会『『身体障害者福祉法の改正その他身体障害者福祉行政推進のための総合的方策』について』（答申）を受けての対応である。この中で同審議会は、スポーツの振興として「身体障害者のスポーツを本格的にとりあげたのは、脊髄損傷者の治療を行っている英国のストック・マンデビル病院が最初とされ、本病院においては、……（中略）大きな成果を収めている、……（中略）わが国において、……（中略）その振興をはからなければならない。第1に、居宅の身体障害者のスポーツの振興をはかることである。第2に、……身体障害の種類、程度等に応じたスポーツの種目、競技方法等を確立する必要がある。これらについての研究を行うことも大切である」としている。また、同審議会では、「身体障害者の肉体的、精神的、社会的機能を向上させるための狭義のリハビリテーション」の必要性を強調している。
- 7 1975年、社会教育主事（スポーツ担当）派遣制度が開始された。
- 8 仲村優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵監修『エンサイクロペディア社会福祉学』「ノーマライゼーション」中央法規出版、296頁。また「ノーマライゼーション」については、花村春樹（1994）が『『ノーマライゼーションの父』N.E.バンクーミケルセン（その生涯と思想）』の中で、ノーマライゼーションについて「障害者は、その国の人たちがしている普通の生活と全く同様な生活をする権利をもつことを意味する」と、ミケルセンの言葉を紹介（166頁）している。
- 9 社会福祉基礎構造改革とは、（社会福祉事業等の在り方に関する検討会）「社会福祉の基礎構造改革について（主要な論点）」（1997.11.25）、（中央社会福祉審議会・社会福祉基礎構造改革分科会）「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」（1998.6.17）、（中央社会福祉審議会・社会福祉基礎構造改革分科会）「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって（追加意見）」（1998.12.8）の一連の改革を言う。これらの改

革を経て2000年6月7日、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（社会福祉法）が成立した。この法律によって1951年に作られた社会福祉事業法が改正・改称され社会福祉法となり、戦後まもなく作られた社会福祉の旧構造は社会の変化に対応するため「新構造」へと転換された。

- 10 財団法人日本障害者スポーツ協会（2011）『障害者スポーツの歴史と現状』11頁を参照。
- 11 文部科学省編『学制百年史』「教育行財政 - 中央における教育行政制度の改革」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317552.htm（2013年8月1日アクセス）
- 12 「生涯学習」という用語は、1965年にパリでおこなわれた「第3回成人教育促進国際委員会」においてユネスコから提案されたものである。
Lengrand Paul（1970）Introduction a l'education permanente, Unesco.（=1971, 波多野完治訳『生涯教育入門』日本社会教育連合会）参照
- 13 黒川國児は、「生涯スポーツ」の概念が広がりを見せ始めたのは、1966年のヨーロッパ評議会で「Sports for ALL」運動として公式に提唱されて以来であるとしている（黒川國児（1971）「生涯スポーツと健康」黒川國児・浅沼道成・清水茂幸編著『改訂生涯スポーツ概論』中央法規, 11-26頁）。
- 14 保健体育審議会（1989）『21世紀に向けたスポーツの振興方策について（答申）』では、I. スポーツ振興の意義、II. 我が国スポーツの現状と課題、III. 21世紀に向けたスポーツの振興の基本的方向、IV. スポーツ振興策の計画的な推進、を大きな柱としてまとめられている。ここでは、多様化、高度化するスポーツニーズへの対応と競技力の向上への国民からの期待、計画的なスポーツ振興策の推進の必要性が指摘されている。
- 15 スポーツ振興基金は、政府出資金250億円と民間からの寄付金を基金として運用されている。助成の対象は、①スポーツ団体が行う強化合宿などの選手強化活動、②国際的、全国的な規模の競技会などの開催、③選手・指導者の日常的なスポーツ活動、④未踏峰の登頂などの国際的に卓越したスポーツ活動、等である（1997年『我が国の文教施策』「第Ⅱ部文教施策の動向と展開」第7章スポーツの振興、第1節スポーツの振興の在り方、2.スポーツ振興の基本的な方向」参照）。
- 16 1986年WHOオタワ憲章では、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」としてヘルスプロモーションの考え方が提言された。ここでは、急速に変化する社会のなかで、各人が自己の健康について主体的に取組、解決していくことの必要性が指摘されていた。1997年の保健体育審議会がまとめた答申で「健康に関する教育及びスポーツの振興」が指摘されたのは、「自分の健康は自分で守る」、いわゆる自助の自覚が健康分野にももたらされた、ということである。
- 17 1998年『我が国の文教施策』「第Ⅰ部第1章第1節2現代の社会状況と健康に関する学習、スポーツ（3）今後の健康に関する学習、スポーツの在り方」参照
- 18 「健康に関する教育及びスポーツの在り方」は、①生涯にわたる心身の健康に関する学習の充実、②生涯にわたるスポーツライフの実現、③競技スポーツの振興等、をおもな内容としており、今後、国、地方公共団体は、A. 国民が生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識、能力、態度及び習慣を身につけることができる適切な教育・学習の機会・場の提供、B. 国民が日常生活の中にスポーツを豊かに取り入れることができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備、C. スポーツについての関心を喚起し、国民に夢と活力を与える競技スポーツの振興、等を柱として施策を展開することの必要性も盛り込まれた。

- 19 JISS は、スポーツ科学研究部、スポーツ医学研究部、スポーツ情報研究部、運営部の四つの部門より構成され、トータルスポーツクリニック事業、スポーツ医・科学研究事業、スポーツ診療事業、スポーツ情報サービス事業、スポーツアカデミー支援事業、トレーニングキャンプ事業、サービス事業等の七つの事業が実施されている。
- 20 「ナショナルトレーニングセンター」(NTC) は、トップレベルの競技者の育成や強化を目的として、各競技種目の専用練習場や合宿宿泊施設等を備え、集中的・継続的にトレーニングをおこなうことのできる拠点施設である。アメリカ、ロシア、中国、オーストラリア、ドイツ、フランス、韓国等、オリンピックのメダル獲得上位国のほとんどに備わっている。
- 21 「スポーツ立国戦略」では、「新たなスポーツ文化の確立」を目標として、(1)「人(する人、観る人、支える〔育てる〕人)の重視」、(2)「(スポーツ界全体の)連携・協働の推進」を基本的な考え方として、①ライフステージに応じたスポーツ機会の創造、②世界で競い合うトップアスリートの育成・強化、③スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出、④スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上、⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備、等を重点戦略に据えた。
- 22 「スポーツ基本法」では、その目的を、「スポーツに関し、……国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにする」に置き、基本的な理念を、以下の点と定めている。
- ①自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにする
 - ②学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携
 - ③地域における全ての世代の人々の交流の促進と、地域間の交流の基盤の形成
 - ④心身の健康の保持増進及び安全の確保
 - ⑤障害者が自主的かつ積極的にスポーツが行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をおこなう
 - ⑥スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の連携
 - ⑦スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進
 - ⑧スポーツを行う者への差別的取り扱いをせず、スポーツに関するあらゆる活動を公正・適切に実施する
- 23 日本国内の障がい者のスポーツ活動は、1933年の京阪神聾唖陸上競技大会から始まり、2011年現在、山口県でおこなわれた第11回全国障がい者スポーツ大会に至るまで、数限りない催し物が全国で実施されてきた(財団法人日本障害者スポーツ協会編(2011)『障害者スポーツの歴史と現状』55-63p参照)
- 24 大分県では2009年4月にすでに「大分県スポーツ推進計画-チャレンジ!おおいたスポーツプラン2009-」が作成され(スポーツ基本法は2011年5月策定)、その中でプロスポーツ・企業スポーツの振興や障がい者スポーツの振興について触れられている。
- 2009年の「大分県のスポーツ推進計画-チャレンジ!おおいたスポーツプラン2009-」は、1993年に策定された「大分県スポーツ推進計画-ネオ・スポルコロス21-」が15年先を見据えた大分県のスポーツ振興に一定の成果を収めたことを踏まえ、それを引き継ぐかたちで策定されたものである。
- 25 筆者はかつて、2000年から厚生労働省によって進められている「健康日本21」は、厚生行政の面から見ると、それまでの国家による健康支援から健康政策へシフトした象徴的な施策であると指摘したことがある(島田 2010:107)
- 26 この時期、厚労行政の面から見てみると、1978年から進められてきた国民健康づくり運動「第一次国民

健康づくり対策」は、1987年の「アクティブ80ヘルスプラン」や「第二次国民健康づくり対策」に繋がっており、さらに2000年の「健康日本21」（21世紀における国民健康づくり運動）へと引き継がれている。これらはおもに生活習慣病対策に主眼を置いた疾病対策として大きな意味を持っていた。

27 障がい者スポーツ関連の平成25年度予算（案）計上金額を見ると、文部科学省では、「スポーツ立国の実現」のために「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」として「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業」に約7300万円の予算が、また、厚生労働省の障害保健福祉関連予算として「障害者の自立及び社会参加の支援等」の中で「障害者スポーツに対する総合的な取組」として約8億5000万円の予算が予定されている。文部科学省予算（案）では、「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業」の目的として「各種マニュアル、新しい種目、用具等の開発や実践研究の実施、地域における障害者のスポーツ・レクリエーション環境の実態把握等により、健常者と障害者が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進」を掲げ、前年度比2.27%増になっている。また厚生労働省の障がい者スポーツ関連予算では、2014年のソチパラリンピック冬季競技大会やその他の世界大会への日本選手団派遣を見こした内容や障がい者スポーツの地域振興事業の実施拡大等を図るための予算内容になっている。

28 野寺伸夫によると、わが国における健康政策の歴史的発展は、明治維新以降の近代衛生行政の発展過程と第二次世界大戦後のGHQ占領下における公衆衛生施策にその特徴を見ることができる（小野寺伸夫1987：20-22）、と指摘している。

29 小野寺は、健康が、本来、個人個人の問題に帰属するのに、何故、「行動を支配する諸原理」である政策が必要なのか、という疑問にたいする回答として、以下のような点を指摘している（小野寺1987：16）。

- ①疾病・失業・貧困・無知・疾病の悪循環を断つという古典的衛生学を基調とした発想は、こんにちにおいてもお重視すべきである。
- ②社会全体による対策を必要とされることから政策的位置づけが求められる。
- ③健康政策の発展にあたり、科学的方策を必要とすることから、研究・開発・応用には長期の戦略と人材の確保・育成が考慮されねばならない。
- ④健康を守り育てるには、国民的な健康問題の要請の把握および合意の形成を必要とし、さらに膨大な保健医療や生活環境の社会資本の整備・充実についても計画として進めることが求められる。
- ⑤国民の健康問題は国際環境の変化と不可分であり、これらの関係調整と国際協調の路線重視が望まれる。

30 国際オリンピック委員会（IOC）は、2013年9月7日、2020年夏期オリンピックの開催を東京で行うことを発表した。この決定を受け日本政府は、2020年東京オリンピック開催に向けて、スポーツ庁設置に向けた検討に入ることを公表した（朝日新聞夕刊、2013.3.10）。さらに日本政府は、ほぼ時を同じくした8月22日、厚生労働省が所管するパラリンピックを文部科学省に移管する方針を決めたことを報じていた（朝日新聞朝刊、2013.8.23）。国内で行われる国際的な行事とそれに向けた国内の法整備やインフラ整備が整えられていくという行程は、特別めずらしいことではない。しかし、こんかいの決定は、障がい者スポーツに関しては、これまでの行政政策上の歴史的経緯や国民的気運の高まり、そして何よりもこんにちの社会が、共生社会や連帯社会を目指しているという時代的背景にあって、その歴史的な点では、大きな、そして意味のある記念的瞬間だったのではないだろうか。

参考文献

- 一番ヶ瀬康子・佐藤 進編著 (1987)『障害者の福祉と人権』(講座障害者の福祉 1) 光生館
- 小野寺伸夫 (1987)『健康づくりへの政策』メヂカルフレンド社
- 『教育白書』(1964) (1980) (1988) (1989) (1990) (1991) (1992) (1993) (1995) (1996) (1997) (1998) (1999) (2000) 文部省
- (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad196401/index.html) 以下、HP アドレス省略
- 孝橋正一 (1972)『全訂 社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房
- 島田 肇 (2010)「戦時下の厚生事業とこんにちの社会福祉の方向 - パラダイム異変下における『人』的自助ファクター」(研究ノート)『東海学園大学研究紀要』(シリーズ A) 15、東海学園大学
- 全国社会福祉協議会編 (1986)『社会福祉関係施策資料集 1』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (1986)『社会福祉関係施策資料集 2』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (1988)『社会福祉関係施策資料集 7』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (1994)『社会福祉関係施策資料集 12』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (1995)『社会福祉関係施策資料集 13』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (1996)『社会福祉関係施策資料集 14』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (1999)『社会福祉関係施策資料集 17』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (2000)『社会福祉関係施策資料集 18』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (2002)『社会福祉関係施策資料集 20』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (2003)『社会福祉関係施策資料集 21』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (2008)『社会福祉関係施策資料集 26』全国社会福祉協議会
- 全国社会福祉協議会編 (2011)『社会福祉関係施策資料集 29』全国社会福祉協議会
- 『東京都スポーツ振興基本計画』(2008) 東京都
- (<http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/sport/publication/20vision/cover.pdf>)
- 『東京都障害者スポーツ振興計画』(2012) 東京都
- http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/sport/council/syogaisya_plan/shougaisya_kihonkeikaku_honbun.pdf
- 古川孝順 (2009)『社会福祉の拡大と限定 - 社会福祉学は双頭の要請にどう応えるか - 』中央法規出版
- 古川孝順 (2012)『社会福祉の新たな展望 - 現代社会と福祉 - 』ドメス出版
- 保健体育審議会 (1989)『21世紀に向けたスポーツの振興方策について』(答申)
- 『文部科学白書』(2001) (2002) (2003) (2004) (2005) (2006) (2007) (2008) (2009) (2010) 文部科学省
- (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200101/index.html)
- 以下、HP アドレス省略